

平成30年4月10日

会員各位

(公社) 沖縄県宅地建物取引業協会
会長 知念 聡
会員支援委員長 多和田 勝
(公印省略)

「糸満市潮崎町住宅用地分譲」媒介に関する協定継続について (お知らせ)

前略

当協会は糸満市土地開発公社と「糸満市潮崎町住宅用地分譲販売の媒介に関する協定書」を締結しております。つきましては、会員の皆さまにはこの媒介業務販売推進にご協力下さいますようお願い致します。なお、売買契約が成立したときの報酬については、下記のとおり相手先機関から支払われます。残りの区画は少ない状況にありますが、是非販売促進にご協力ください。

草々

記

1. 糸満市潮崎町住宅用地分譲 糸満市土地開発公社 TEL 992-4310 FAX 994-4541

(販売区画) 現在、更地区画がない為、紹介できる物件はございません。
詳細につきましては、糸満市土地開発公社へお問い合わせください。

(報酬要件) 住宅地の場合、契約金額の1.5%+3万円+消費税額

※①相手先(糸満市土地開発公社)に問い合わせする場合は、「宅建協会との協定に基づいた媒介」と申し出て下さい。

※②当協会を通さずに契約された場合、報酬の請求はできませんのでご注意ください。

※③地区計画等の規制が設定されておりますので、重要事項説明の際は気を付けて下さい。

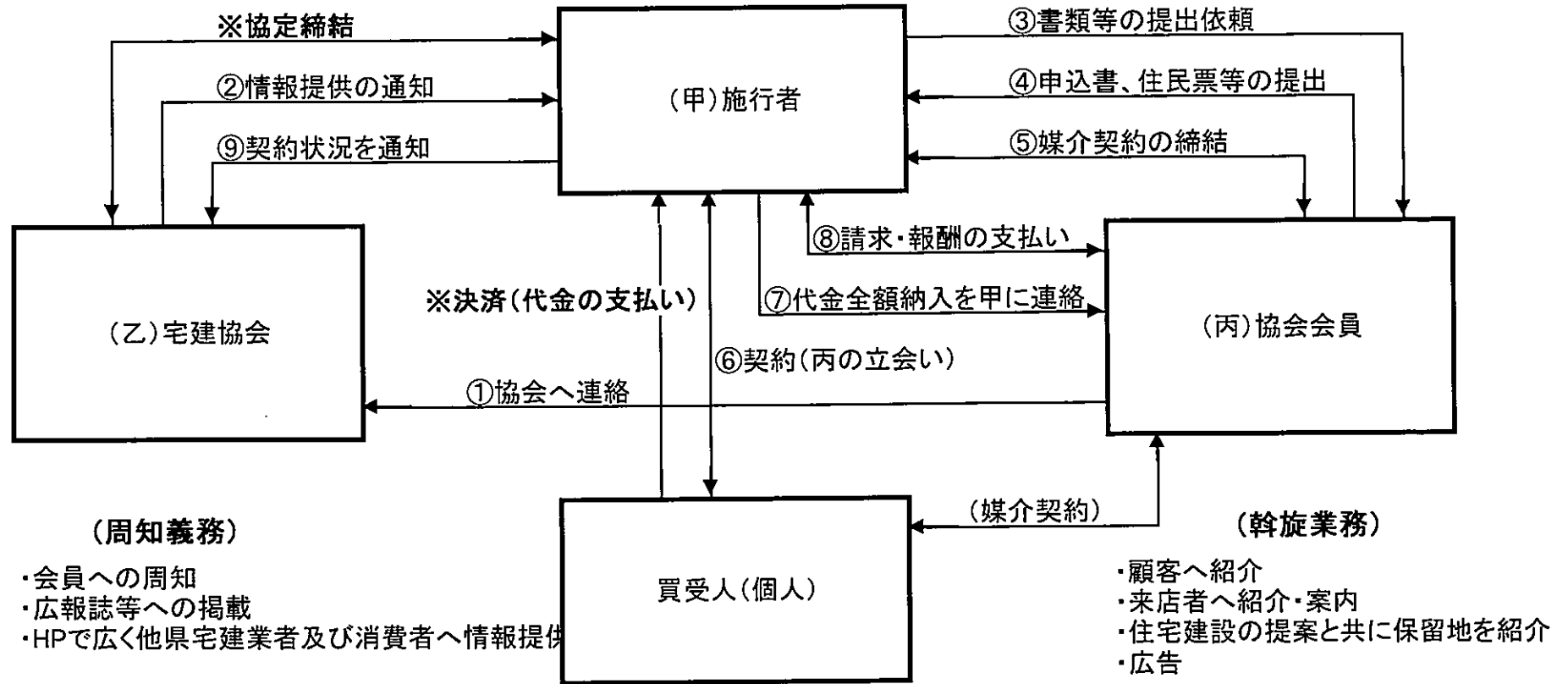
※④分譲地の明細(位置・価格等)最新情報は上記連絡先等に確認して下さい。

○問い合わせ及び詳細(媒介方法及び手順)については、当協会HP掲載(会員専用情報)をご覧ください。または下記までご連絡下さい。

事務局：平良まで TEL：098-861-3402 FAX：098-868-7963

以上

協定書に基づく媒介のフォローチャート(流れ)



- ①(丙→乙) 宅建協会へ連絡
- ②(乙→甲) 情報提供の通知
- ③(甲→丙) 契約書類を整え提出するよう依頼
- ④(丙→甲) 申込書、住民票等の提出
- ⑤(甲・丙) 媒介契約の締結
- ⑥(甲・買受人) 契約(丙の立会い)
- ⑦(甲→丙) は、買受人が土地代金を全額納入後、丙に連絡
- ⑧(丙・甲) 丙から甲に報酬請求後、甲は30日以内に支払う
- ⑨(甲→乙) 契約状況の通知

※実務上は、丙の顧客(買受希望者)と丙が甲へ購入意思決定後(③・④・⑤)その他の①・②及び⑨を遡って処理する。

1. (③・④)の手続き
2. (①・②)の手続き
3. (⑤・⑥・⑦・⑧・⑨)の手続き